# 第３回　定例農業委員会議事録

令和８年１０月５日（月）午後２時００分より、市役所本庁舎８階　大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（１６名）

| | | |
|---|---|---|
| | ８　清水　峰幸 | 15　桐山　文子 |
| ２　國嶋　義雄 | ９　林　新太郎 | |
| ３　棚橋　新一 | 10　髙楯　正彦 | 17　江口　美智子 |
| ４　岩井　豊太郎 | 11　高橋　滋 | 18　高橋　美和子 |
| ５　森　千尋 | 12　河合　裕満 | 19　岡本　敏美 |
| ６　吉田　和郎 | 13　田部　恵 | |
| | 14　吉田　幹夫 | |

欠席委員（３名）

| | | |
|---|---|---|
| １　佐竹　静 | ７　栁瀬　美穂 | 16　三輪　則夫 |
| | | |

その他の出席者（６名）

| | | |
|---|---|---|
| 中川事務局長 | 三浦課長 | 長谷川主任 |
| 矢野事務局次長 | 堀主幹 | 石原主事 |

議案

議案第７２２号　農地転用事業計画変更承認申請について

議案第７２３号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第７２４号　農地法第５条の規定による許可申請について

報告第３号　農地法第４条、第５条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長　　ただ今から、第３回定例農業委員会を始めたいと思います。
本日の議事録署名者に、３番　棚橋委員、１７番　江口委員の両名の方にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、ご両名の方にお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第７２２号、農地転用事業計画変更承認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局　　議案第７２２号　農地転用事業計画変更承認申請について、説明させて頂きます。

１ページをご覧ください。

１件提案されております。
当初事業者が、砂利採取を目的として一時転用の許可を受けましたが、近隣農地を新たに砂利採取目的で、賃貸借することとなり、事業区域を拡大するため、事業計画変更の申請がなされたものでございます。

１番、当初計画明細としまして、賃貸借権によります、田、７筆合わせて、１３，８５４㎡のうち１２，８２２㎡でございました。

事業計画変更後明細をご覧ください。

２ページをご覧ください。

真中の所在欄をご覧いただきまして上の方、⑥と⑦の間に線が入っておりますが、１ページからの①～⑥が、当初計画から引き続き、賃貸借権による、砂利採取を目的として、一時転用されているものでございます。
期間につきましたは、一番右側の転用目的の欄をご覧いただきまして、令和７年１２月１６日から令和９年３月３１日まででございます。

次に、所在欄の⑦以降、３ページの上の方⑳までが、今回新たに砂利採取を目的として、事業計画区域を拡大し、一時転用されるものでございま

す。
　一時転用期間は、令和８年１０月１４日から令和１０年３月３１日までございます。
　新たに、賃貸借権により加わる農地は、田、１８筆合わせて、
　１１，１１８㎡でございます。

　以上をまとめたものが、３ページの表になります。
　上段が、当初計画でございまして、下段が事業計画変更後明細でございます。
　転用事業者、転用目的について変更ございませんが、筆数、面積、転用期間について変更となっております。
　なお、新たな一時転用期限は、令和１０年３月３１日でございます。

　以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

　ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

　それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

　議案第７２３号　農地法第３条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局　　議案第７２３号　農地法第３条関係申請明細について、説明させて頂きます。

　３件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

　１番、所有権移転によります、畑、２０５㎡で、ございます。取得後は

野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

２番、所有権移転によります、田、８８㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

３番、所有権移転によります、畑、２４４㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第７２４号　農地法第５条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局　　議案第７２４号　農地法第５条関係申請明細について、説明させて頂きます。

４件提案されております。

１番、所有権移転によります、田、４１３㎡で製造業従業員用駐車場でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第３種農地と判断します。

２番、所有権移転によります、田、２，１３６㎡のうち７５㎡で農家住宅（進入路）でございます。農地の区分は、概ね１０ヘクタール

以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第１種農地と判断します。
許可区分は、「特別の立地条件を必要とする事業の用に供する為に行われる転用」に該当します。

なお、当該案件は、昨年度、議案第６６８号　農業振興地域整備計画変更について、当委員会として、承認を得た案件でございます。

３番、賃貸借権によります、田、１，０２８㎡で工事用土砂仮置き場及び資材置場でございます。
農地の区分は、農業振興地域内の、農用地区域内農地です。
一時転用による期間は、令和８年１０月１４日から令和９年３月３１日まででございます。
許可区分は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する為に行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められる転用」に該当します。

４ページをお願いします。

４番、先程ご審議いただきました、１ページから３ページまでの事業計画変更に係る内容と同じですが、賃貸借権によります、田、１８筆合わせて、１１，８３３㎡のうち１１，１１８㎡で砂利採取でございます。
農地の区分は、農業振興地域内の、農用地区域内農地です。
一時転用による期間は、令和８年１０月１４日から令和１０年３月３１日まででございます。
許可区分は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する為に行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められる転用」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定し

てよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第３号農地法第４条、第５条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局　　報告第３号農地法第４条、第５条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

５ページをお願いします。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させて頂きます。

農地法第４条関係届出明細については、５件申請されています。

１番、田、３９２㎡で、共同住宅でございます。
２番、畑、２筆合わせて、５６㎡で、農業用倉庫でございます。
３番、畑、２．５８㎡で、一般個人住宅でございます。
４番、田、４６９㎡で、一般個人住宅（駐車場）でございます。
５番、田、２１７㎡で、一般個人住宅でございます。

農地法第５条関係届出明細については、１６件申請されています。

６番、所有権移転によります、田、３９２㎡で、建売分譲でございます。
７番、所有権移転によります、田、３３０㎡で、一般個人住宅でございます。
８番、所有権移転によります、田、３１３㎡で、一般個人住宅でございます。

６ページをお願いします。

９番、所有権移転によります、田、１３６㎡で、一般個人住宅でご

ざいます。

１０番、所有権移転によります、田、１，０９３㎡で、分譲住宅でございます。

１１番、所有権移転によります、田、７９７㎡で、長屋住宅でございます。

１２番、所有権移転によります、田、９６５㎡で、建設業事務所でございます。

１３番、所有権移転によります、田、２筆合わせて、４５４㎡で、土木建設業倉庫・事務所でございます。

１４番、所有権移転によります、畑、１８１㎡で、貸資材置場でございます。

１５番、所有権移転によります、田、３３７㎡で、一般個人住宅でございます。

１６番、所有権移転によります、田、９７８㎡で、宅地分譲でございます。

７ページをお願いします。

１７番、所有権移転によります、田、５１㎡で、一般個人住宅でございます。

１８番、所有権移転によります、田、４４㎡で、
一般個人住宅（駐車場）でございます。

１９番、所有権移転によります、田、２筆合わせて、８７０㎡で、
貸駐車場及び車庫でございます。

２０番、所有権移転によります、畑、田、３筆合わせて、
１，９１８㎡で、分譲住宅でございます。

２１番、所有権移転によります、畑、４５５㎡で、一般個人住宅でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、１件申請されています。

３年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方

でございます。

２２番、田、４筆合わせて、４，０１３㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「なし」の声）

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後２時１６分閉会